

奥州金ヶ崎行政事務組合告示第3号

令和3年度及び令和4年度において建設関連業務の指名競争入札に参加しようとする者の入札参加資格審査申請書の提出期間等を次のとおり定めた。

令和3年2月3日

奥州金ヶ崎行政事務組合管理者 小 沢 昌 記

1 指名競争入札参加資格基準

(1) 資格要件

資格審査を受ける者は、次のいずれにも該当しなければならない。

- ア 申請しようとする業務に関し、法律上必要とする登録を受けていること。
- イ 令和3年1月31日現在、営業年数が1年以上であること。
- ウ 申請しようとする業種に、業務実績があること。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者
- エ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- オ 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方公共団体の調査又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 提出書類

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 業態調書
- (3) 営業に関する登録証明書（写し）

ア 測量、建築関係建設コンサルタント等法律上必要とする登録等の証明書の写し

※ 発行後3か月以内のもの

イ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登

録規程（昭和52年建設省告示第718号）及び補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録をしている場合は、登録通知の写し

(4) 委任状（該当者のみ）

※ 入札、契約等に関する事務を支店、営業所等に委任する場合に提出のこと。

(5) 営業所一覧表

(6) 測量等実績調書

※ 記入する業務は、申請日の属する年の直前5年の各営業年度内に着手した業務

※ 記入された実績を参考にして、競争入札参加者を選定することがある。

(7) 技術者経歴書

※ 令和3年1月31日現在の内容のものとする。

(8) 納税証明書（原本又は写し）

次の税について、該当する全ての証明書で、発行後3か月以内のもの。

ア 国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額のないことの証明書

〔個人の場合〕 税務署で発行する証明書 … その3の2

〔法人の場合〕 同 … その3の3

イ 奥州市又は金ケ崎町の税に係る証明書

① 奥州市内に主たる営業所を有する者又は奥州市内に支店若しくは営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

② 金ケ崎町内に主たる営業所を有する者又は金ケ崎町内に支店若しくは営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

町税（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(9) 商業登記簿謄本の写し又は身分証明書の写し

〔法人の場合〕 法務局で発行する商業登記簿謄本（全部事項証明書）

〔個人の場合〕 本籍地の市町村役場の戸籍担当課で発行する身分証明書

※ 発行後3か月以内のものに限る。

(10) 財務諸表

令和元年及び令和2年に決算日の到来する各事業年度の次に掲げる書類

〔個人の場合〕 売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）

〔法人の場合〕 貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(11) 暴力団関係者に該当しない旨の誓約書

(12) 宛先を明記し、郵便切手84円を貼付した返信用封筒（長形3号）

※受理票が必要な者のみ。

3 提出書類の様式等

(1) 提出書類の様式

各書類の様式は、以下のとおりとする。

	提出書類名	様式番号	備考
1	入札参加資格審査申請書	様式第1号	他の様式は不可
2	業態調書	様式第2号	他の様式は不可
3	営業に関する登録証明書（写し）		
4	委任状（該当者のみ）	様式第3号	任意様式でも可
5	営業所一覧表	様式第4号	中央公契連統一様式、岩手県様式でも可
6	測量等実績調書		中央公契連統一様式、岩手県様式でも可
7	技術者経歴書		中央公契連統一様式、岩手県様式でも可
8	納税証明書（原本又は写し）		
9	商業登記簿謄本（全部事項証明書）の写し又は身分証明書の写し		
10	財務諸表		任意様式（2か年分）
11	暴力団関係者に該当しない旨の誓約書	様式第5号	他の様式は不可

(2) 提出書類の規格等

A4判とし、フラットファイルに(1)に掲げる順序で綴り込むものとする。ただし、「返信用封筒」は綴り込まず、添付するものとする。

(3) 提出部数 1部

4 申請書の受付期間等

(1) 受付期間

令和3年2月15日（月）から令和3年3月12日（金）までの間の日の消印又は受付日の記入のあるものに限り受け付けるものとする。

(2) 提出場所

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字仙人49番地
奥州金ヶ崎行政事務組合 企画総務課財政係

(3) 提出方法

郵便による。

5 資格者名簿への登載

希望する業務の令和3年1月1日の直前の2営業年度における営業実績、財務状況、有資格技術者数等の客観的事項について行う審査の結果に基づき資格者名簿へ登載する。

6 資格者名簿に登載した場合の通知

資格者名簿に登載した場合は、その業務種別を通知する。

7 資格者名簿の有効期間

令和3年度及び令和4年度とする。ただし、次の名簿を作成するまでは有効とする。

8 提出書類記載事項の変更届

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度任意の様式による変更届にその事実を証明する適宜の書類を添付し、提出すること。

(1) 本社等の所在地、電話番号等を変更した場合

- (2) 商号又は名称を変更した場合
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合
- (4) 受任者を変更した場合
- (5) 資本金を変更した場合
- (6) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

9 承継等による申請

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、承継申請書を提出すること。提出書類等詳細については、10その他(3)「申請に関する問合せ先」に問い合わせのこと。

- (1) 個人から法人となり承継をした場合
- (2) 個人事業主の死亡等により承継をした場合
- (3) 法人が合併等により承継をした場合

10 その他

- (1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行わない。
- (2) 申請書を郵便等で提出する場合は、送付用封筒の表に「入札参加資格審査申請書（建設関連業務）」と表示のこと。
- (3) 申請に関する問合せ先
奥州金ヶ崎行政事務組合 企画総務課財政係
(TEL 0197-24-5821 FAX 0197-24-5823)